

令和元年度2月補正予算(一般会計補正予算(第6号)関連) 債務負担行為に係る施工箇所等 追加								
番号	事項	期間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理由
				R元年度 ①	R2年度 以降 ②			
323	補助道路修繕事業 (愛知川彦根線)	令和2年度	60,000	50,000	60,000	110,000	彦根市本庄町他	当工区は舗装損傷が著しい状態であり、降雪によりさらなる損傷が見込まれる。早期に改善するため、降雪時期終了後、年度内に工事に着手し、適正な工期を確保すると、年度を跨いだ工期設定が必要となるため、債務負担行為により実施したい。
	計		60,000	50,000	60,000	110,000		

令和元年度2月補正予算(一般会計補正予算(第6号)関連) 債務負担行為に係る施工箇所等 変更									
番号	事 項	区分	期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R元年度 ①	R2年度 以降 ②			
					(単位:千円)				
80	補助道路整備事業 (国道303号)	補正前	令和2年度から 令和3年度まで	625,000	190,000	625,000	815,000	長浜市木之本町音羽 高島市今津町北生見～保坂 高島市今津町菟生 長浜市木之本町金居原	音羽工区は、杉野川を渡河する橋梁下部工事であり、非出水期に工事が制限されることから、年度を跨いだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 上部工の架設ヤードに必要な借地交渉が整い、上部工にも着手が可能となったため、債務負担行為を増額したい。(6月補正) 追分工区は、蛇行している現道を改良する工事であり、通行車の交通を考慮すると一括して施工する必要がある。また、冬期は積雪により施工が困難であり、年度を跨いだ工期設定が必要となるため、債務負担行為により実施したい。(当初) 弘川・菟生工区は、歩道整備工事であり、既設消雪施設の移設を要するため、一連の区間を一体で整備する必要がある。そのため、適正工期を確保するためには年度を跨いだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 金居原・杉野工区は、想定より早く支障物の移設が完了する見通しが立ち、早期事業効果発現や業務平準化を目標に、歩道整備工を債務負担行為により実施したい。(9月補正) 弘川・菟生工区および金居原・杉野工区において、国補正予算による未就学児童対策等の推進のため、年度内に早急に工事を実施するため債務負担行為を増額したい。(追加)
		補正後	令和2年度から 令和3年度まで	685,000	310,000	685,000	995,000		
105	補助道路修繕事業 (国道307号)	補正前	令和2年度	389,000	180,000	389,000	569,000	東近江市妹町 甲賀市信楽町西他 甲良町池寺他	当工区は、橋梁修繕工事である。河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されることから、年度を跨いだ工期設定が必要となるため、債務負担行為により実施したい。(当初) 日野町追工区は横断跨道橋の橋梁撤去工事である。想定より早く関係者合意が得られる見通しが立ち、早期の着手が可能となった。跨道橋の損傷劣化による第3者被害を防止するため、債務負担行為により実施したい。(9月補正) 甲良工区は舗装損傷が著しい状態であり、降雪によりさらなる損傷が見込まれる。早期に改善するため、降雪時期終了後、年度内に工事に着手し、適正な工期を確保すると、年度を跨いだ工期設定が必要となるため、債務負担行為により実施したい。(追加)
		補正後	令和2年度	439,000	220,000	439,000	659,000		

番号	事 項	区分	期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R元年度 ①	R2年度 以降 ②			
112	補助道路修繕事業 (彦根近江八幡線)	補正前	令和2年度	380,000	50,000	380,000	430,000	彦根市安清町 東近江市栗見新田町 彦根市八坂町 東近江市栗見新田町 ～近江八幡市島町	<p>安清跨線橋工区は、JR琵琶湖線に架かる県道橋梁の長寿命化工事であり、JR西日本に施工を委託している工事と進捗を調整しながら工事を進める必要がある。このため、年度を跨いだ工期設定が必要となるため、債務負担行為により実施したい。(当初)</p> <p>愛知川橋工区と八坂港橋工区は、橋梁修繕工事である。河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されることから、年度を跨いだ工期設定が必要となるため、債務負担行為により実施したい。(当初)</p> <p>下芹橋工区、犬上川橋工区および須三嶺大橋工区は橋梁修繕工事である。八坂港橋工区工事着手に係る地元や河川関係者協議により、周辺橋梁の一括修繕に一定の合意が得られる見込みであり、八坂港橋工区と同様に非出水期での年度を跨いだ工期設定が必要であるため、債務負担行為により実施したい。(9月補正)</p> <p>栗見新田島工区は舗装損傷が著しい状態であり、降雪によりさらなる損傷が見込まれる。早期に改善するため、降雪時期終了後、年度内に工事に着手し、適正な工期を確保すると、年度を跨いだ工期設定が必要となるため、債務負担行為により実施したい。(追加)</p>
		補正後	令和2年度	430,000	130,000	430,000	560,000		
	計	補正前		1,394,000	420,000	1,394,000	1,814,000		
		補正後		1,554,000	660,000	1,554,000	2,214,000		